

様式第 3 号

与那国町告示第 25 号

簡易公募型競争入札方式（総合評価落札方式・標準型）に係る手続き開始の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。
令和 7 年 6 月 2 日

与那国町長 糸数 健一



1 業務の概要

- (1) 業務名 令和 7 年度 与那国町複合庁舎建設実施設計業務
- (2) 建設場所 沖縄県八重山郡与那国町字与那国 8 5 4 番地 1
- (3) 業務概要 与那国町複合庁舎建設工事に係る実施設計
(建物の概要)
 - 施設名称 与那国町複合庁舎及び特定臨時避難施設
 - 主な用途 複合庁舎（役場、教育委員会、保険指導所及び特定臨時避難施設）
 - 延べ面積 約 4,700 m²
 - 敷地面積 約 4,800 m²
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

また、本業務の予定価格が 1,000 万円を超える場合には、技術提案の確実な履行を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
- (6) 本業務の契約書（案）、特記仕様書（案）は別添 1 から別添 2 のとおりである。
- (7) 本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後及び 6 月議会における補正予算議決後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。

2 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。）
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
 - イ 与那国町における令和 7・8 年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿に建築関係建設コンサルタントとして登録が有効であること。
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。（上記イの再認定を受けた者を除く。）
 - エ 参加表明書等の提出期限の最終日から落札決定日までの期間において、公共団体等発注の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、与那国町発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
 - カ 沖縄県内に、本社、支社又は、営業所があること。
- (2) 入札に参加しようとする者の間に以下の項目のいずれかに該当する関係がないこと。ただし、以下の項目

に該当する者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を定めるために当事者間で連絡を取ることは、与那国町競争入札心得の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

(d) 会社法第 34 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の競争の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の競争に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 設計共同体の結成にあたっての要件

ア 2 者設計共同体とする。

イ 自主結成方式とする。

ウ 当該業務に関し、2 つ以上の設計共同体の構成員になることはできない。

エ 設計共同体の代表者は、構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。

オ 構成員のうち、最小の出資割合は、30%以上でなければならない。

カ 設計共同体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「設計共同体協定書」によるものであること。

キ 管理技術者は、設計共同体の代表者に所属していること。

ク 代表者以外の構成員には 1 名以上の主任担当技術者が所属していること。

(4) 配置予定技術者に求める要件

- ア 管理技術者（※１）は一級建築士であり、参加表明書提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
- イ 管理技術者及び主たる分担業務分野（総合）（※２）の主任担当技術者（※３）は、参加表明書及び技術提案書の提出者の組織に所属していること。
- ウ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ 1 名であること。
- エ 管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。
- オ 管理技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず落札又は特定後、未契約の業務を含み、契約金額が 100 万以上の業務に限る。）が、原則として 5 件以内かつ契約金額の合計が 2.5 億円未満であること。
- カ 記載を求める各主任担当技術者の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず落札又は特定後、未契約の業務を含み、契約金額が 100 万以上の業務に限る。）が、原則として 3 件以内かつ契約金額（設計共同体として受注した業務の場合は、契約金額に出資比率を乗じた金額とする。）の合計が 1 億円未満であること。
- キ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務に携わった実績があること。
- ク 管理技術者は、過去 3 ヶ月以上にわたり参加表明書及び技術提案書の提出者と直接的な雇用関係にあること。
- ケ 分担業務分野（総合）のうち、積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- コ 参加表明書及び技術提案書の提出者が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者（構成員）となっていないこと。
- サ 業務の一部を再委託する場合にあつて、再委託先である協力事務所が、再委託の契約時において公共団体等発注の工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

※１ 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約約款 A」（令和 3 年 2 月 19 日土技第 1549 号）第 16 条の定義による。

※２ 分担業務分野の分類は下記による。

※３ 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

分担業務分野	業務内容
総 合	令和 6 年国土交通省告示第 8 号別添第 1 項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機」に係るもの

3 入札参加者を指名するための基準等

与那国町の測量及び建設工事コンサルタント業者等に関する要綱（平成 3 年 1 月 22 日付け、訓令第 5 号）に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定の技術者の資格及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点の算出方法

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は20点とする。

ウ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 評価テーマに対する技術提案

(エ) 技術提案の履行確実性

技術評価点＝60点×(①技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

①技術評価の得点合計＝(アに係る評価点)＋(②技術提案評価点)×
(エ)の評価に基づく履行確実性度)

②技術提案評価点＝(イに係る評価点)＋(ウに係る評価点)

エ 総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値(評価値)をもって行う。

(2) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、開札時、くじを実施し落札予定者(低入札価格調査に該当する入札を行った者については低入札価格調査順位)を選定する。

落札者は、落札候補者を入札参加資格委員会の審議を経て決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ウ 低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、次の条件を契約の条件とする。

(ア) 現地作業を伴う業務における監督強化

・設計業務等における現地調査は、管理技術者自らが実施することを義務付ける。

エ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

オ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務等における総合評価方式低入札価格調査試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

5 入札手続等

(1) 担当課

〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 水道管理センター内

与那国町総務課 (担当：東浜 安邦) メールアドレス：yasukuni-a@town.yonaguni.lg.jp

TEL 0980-87-2241 FAX 0980-87-2115

(2) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 令和7年6月2日（月）から

イ 交付方法 与那国町役場ホームページ内、「新着情報」からダウンロードして下さい。

(3) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書及び確認資料を提出すること。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間 令和7年6月3日（火）から令和7年6月11日（水）まで

(イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

(ウ) 提出部数 2部

(エ) 提出先 〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 水道管理センター内
与那国町役場総務課（担当：東浜 安邦）

TEL 0980-87-2214 FAX 0980-87-211

(オ) 提出方法 参加表明書及び確認資料一式を封入し、封筒表に「参加表明書在中」と記載したものを
持参又は郵送（配達を確認できる方法にて送付すること）により提出すること。なお、郵
送においては提出期間内必着とする。

イ 入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）

郵便等をもって令和7年6月19日（木）を予定する。

(4) 技術提案書の提出等

技術提案書は、下記により提出すること。

ア 提出資格

上記3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ 提出期間等

(ア) 期 間 令和7年6月20日（金）から令和7年7月10日（木）まで

(イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

(ウ) 提出部数 2部

(エ) 提出先 〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 水道管理センター内
与那国町役場総務課（担当：東浜 安邦）

TEL 0980-87-2241 FAX 0980-87-2115

(オ) 提出方法 技術提案書及び確認資料一式を封入し、封筒表に「技術提案書在中」と記載したものを
持参又は郵送（配達を確認できる方法にて送付すること）により提出すること。なお、
先に技術提案書等の電子データを担当宛て送り、電話にて受信を確認すること。
郵送においては提出期間内必着とする。

ウ 技術提案書のヒアリング

(ア) 期 間 令和7年7月15日（火）

(イ) 場 所 与那国町役場2階 会議室

(ウ) その他 ヒアリングの日時は、指名後に追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定管理
（主任担当）技術者を含め、資料の説明が可能な者、あわせて最大3名以内とする。

(5) 履行確実性に関するヒアリング

ア 本業務は、どのように技術提案の確実な履行確保を図るかを審査するため、開札後速やかにヒアリング
を実施する。ヒアリングの実施にあたっては、品質を確保するための調査基準価格（以降「調査基準価格」
という。）を設定し、調査基準価下回る（未満）者のみ、追加資料の提出及びヒアリングを実施すること
とし、調査基準価格以上（予定価格以下）の者については、ヒアリングを省略することができることとす
る。応札者全てが調査基準価格以上の者で提出資料に疑義がない場合は、ヒアリング等の実施を省略する。

(ア) 期 間 令和7年7月29日(火)

(イ) 場 所 与那国町役場2階 会議室

(ウ) 出席者 配置予定管理技術者

イ ヒアリングの時間、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

ウ 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準に満たない者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、技術提案書のほかに、開札後、履行確実性の審査のための追加資料の提出を求める。

追加資料の提出に関する連絡は、開札の後、7月22日(火)10時00分までに入札参加者あてに連絡するものとし、その提出は、7月25日(金)17時00分までに行うものとする。

提出を求めることとなる追加資料は、【様式】履行確実性の審査・評価のための追加書類【建築】のとおり。

エ ヒアリングの出席者には、配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

(6) 入札手続き

ア 紙入札

本業務は、入札手続きを「紙入札」で行う。

イ 紙入札の期日

持参日時：令和7年7月17日(木)15時00分

持参場所：与那国町役場2階 会議室

※指名通知書の写しを持参すること。

オ 開札日時：令和7年7月17日(木)入札終了後、開札

6 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札に関する注意事項(持参により提出する場合)

(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。

(2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの業務の公告に従い記入すること。

(3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。

(4) 当該業務の参加資格確認結果通知書の写しを提出すること。

(5) 入札を希望しない場合には、入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札保証金は、免除とする。(与那国町財務規則102条第1項第2号による)

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として見積金額の100分の5を町に納付しなければならない。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、与那国町財務規則第121条第1項第2号条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)

第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

9 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者の入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者の入札は無効とする。なお、虚偽の記載があった場合は指名停止を行うことがある。

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

10 参加表明書等の内容の変更

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。

11 配置予定技術者の確認

参加表明書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により当該技術者の変更を行う場合は、変更後の技術者が変更前の技術者と同等以上であることについて発注者の了解を得なければならない。

12 支払条件

前金払 契約金額の 30%以内

部分払 なし

13 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。

(1) 提出期限、提出場所、提出方法

ア 提出期限：非指名の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 水道管理センター内
与那国町役場総務課 水道管理センター内（担当：東浜 安邦）
TEL 0980-87-2241 FAX 0980-87-2115

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参、郵送又は電送（ファクシミリ）により提出すること。

(2) 回答

説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

14 再苦情申立て

契約担当者からの理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、与那国町一般競争入札参加資格委員会が審議を行う。

(1) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

受付窓口 与那国町総務課

受付時間 午前9時から午後5時までとする。

- (2) 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所
与那国町総務課 水道管理センター内
電話0980-87-2241

15 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

16 その他留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務を受注した建設コンサルタント（設計共同企業体の場合は各構成員、再委託先である協力事務所を含む。以下同じ。）及び本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、指名及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (6) 実際の業務に際しては、技術提案書に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。
- (7) 技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。
- (9) 問い合わせ先一覧
 - ア 契約関係
〒907-1801 沖縄県八重山郡与那国町字与那国129番地 水道管理センター内
与那国町総務課 水道管理センター内 （担当：東浜 安邦）
TEL 0980-87-2241 FAX 0980-87-2115
 - イ 応募調書資料関係
上記ア に同じ
 - ウ 設計図書関係
上記ア に同じ
- (10) 詳細は「入札説明書」による。